

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 道路の供用開始

【告示】

道路整備課

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定

【公告】

農村振興課

○ の申請

○ ”

○ 公共測量の実施

”
監理課

目次

担当課（室）

令和6年11月5日 岡山県公報 第12649号

◎岡山県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日（時間） |
|-------|-------|--|----------------|
| 県道 | 久米建部線 | 津山市宮尾字浜五二番一地从ら 津山市宮尾字浜二〇番地先を経て 津山市宮尾字浜一二番一地从まで | 令和六年十一月五日（十二時） |

〔五六四〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和六年十一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| | | | | | |
|--------|-------------|----|---|------------|-------|
| 所在及び地番 | 岡山市東区西庄五二番一 | 地目 | 田 | 面積（平方メートル） | 一、二八九 |
|--------|-------------|----|---|------------|-------|

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

| | | | | | | | |
|--------------|----------|------|-----------------------|--------------|--------|-----------|------------------------------|
| 農地を利用する権利の始期 | 令和七年一月一日 | 存続期間 | 権利の始期から令和十一年十二月三十一日まで | 借賃に相当する補償金の額 | 六、四四五円 | 補償金の支払の方法 | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。 |
|--------------|----------|------|-----------------------|--------------|--------|-----------|------------------------------|

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月十九日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

(6) その他参考となるべき事項

〔五六五〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和六年十一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------|----|------------|
| 岡山市東区政津一三五六番一 | 田 | 一、九四九 |
| 岡山市東区政津一三七三番二 | 田 | 七二五 |

二 申請に係る農地の利用の現況

農用地利用集積計画により権利を設定した者が耕作をしている。農地所有者が死亡しており、貸借期間満了後は、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 | 補償金の支払の方法 |
|--------------|-----------------------|--------------|------------------------------|
| 令和七年一月一日 | 権利の始期から令和十一年十二月三十一日まで | 一三、三七〇円 | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。 |

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年十一月十九日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

(6) その他参考となるべき事項

令和6年11月5日 岡山県公報 第12649号

〔五六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十一月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|-------------------------|-------|
| 久米郡美咲町里地 | 測量区域 |
| 公共測量（基準点測量） | 測量の種類 |
| 令和六年十月二十四日から同年十二月二十七日まで | 測量期間 |